

船舶事故等調査報告書

平成27年3月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014横第95号
事故等種類	座洲
発生日時	平成26年7月16日 13時40分ごろ
発生場所	静岡県浜名湖の今切口南東沖 舞阪灯台から真方位255°920m付近 (概位 北緯34°40.58′ 東経137°36.20′)
事故等調査の経過	平成26年7月24日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート ^{シンセイ} shinsei、3.0トン
船舶番号、船舶所有者等	242-30775静岡、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	なし
事故等の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人2人を乗せ、浜名湖の今切口沖で釣りを終え、約10km/hの対地速力で今切口に向けて西進していた。</p> <p>船長は、霧で視界が制限された状況下、GPSプロッターを見ながら操船していたが、今切口付近に近づいたので、操縦席の開口部から体を乗り出し、目視による見張りをしながら操船していた。</p> <p>本船は、平成26年7月16日13時40分ごろ砂浜に乗り揚げた。</p> <p>本船は、船長が、船外機をチルトアップさせ、マリーナに救援を要請した後、沖に錨を入れ、高潮時を利用して船首に搭載されたウインチで錨索を巻いて離洲しようとしていたところ、通行人からの118番通報を受けて来援した海上保安庁職員の支援を受けて離洲し、自力でマリーナに帰った。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 霧、風向 南西、風力 3、視界 不良</p> <p>海象：潮汐 下げ潮の末期</p>
その他の事項	<p>船長は、平成25年3月ごろに本船を購入し、5月～10月にかけて週に1～2回乗船していた。</p> <p>本船が乗り揚げた場所は、砂浜で、船体及び船外機に損傷はなかった。</p> <p>船長は、本インシデント当時、干潮時刻が近く、潮位が下がっていると感じていた。</p> <p>本船に搭載されたGPSプロッターには、魚群探知、最浅表示レン</p>

	<p>ジ（0～3m）等の機能があった。</p> <p>海図（W1215）によれば、本インシデント発生場所付近の水深は、約0～2mである。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、霧で視界が制限された状況下、浜名湖今切口に向けて西進中、船長が目視による見張りを行っていたことから、浅所に接近していることに気付かずに航行して乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本インシデントは、本船が、霧で視界が制限された状況下、浜名湖今切口に向けて西進中、船長が、目視による見張りを行っていたため、浅所に接近していることに気付かずに航行して乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 低潮時には、陸岸から十分に距離を隔てて航行し、水深が浅い海域を航行しないこと。 ・ 航行予定海域の水路状況を事前に調査すること。 ・ GPSプロッターを活用し、船位を確認して航行すること。